

説明書

(令和5年9月18日作成)

・不誠実対応-28

事故を起こした当該従業員は、しっかりと悠生君に靴を履かせたと発言。しかしながら、靴の種類は誤認していた(実際は異なるが、紐靴を履かせたと認識)。この事を踏まえ、今までの多くの情報を組み合わせて考えると、当該従業員は事故当時、悠生君に靴を履かせていなかったと考えられる(靴を履かせたとの嘘をついていると考えられる)。

(音声ファイル-28 [0:00:00]⇒[0:01:13])

(会話内容のまとめ)

靴をどのように履かせたかを、(悠生君の父親(清水悠路))が事故を起こした当該従業員に質問。当該従業員は、しっかりと踵が最後まで入るように履かせたと発言。

当該従業員は紐靴であったと説明。マジックテープであったとしても、しっかりととめたとの事(マジックテープであったという事自体が信じられない様子)。

悠生君の父親(清水悠路)は、悠生君は靴を脱げにくくするために紐靴ではなく、マジックテープの靴を使っていたことを説明。

だからこそ、事故当時、簡単に両方の靴が脱げた(回答書[令和3年3月16日付]に記載のように)という事はある得ないと考えていることを説明。

どのように靴を履かせれば、脱げない様に徹底的に対策し、今まで公園などで走り通しても、遊び通しても脱げなかった靴が、意図も簡単に数歩でそれも両側が、脱げたのか不明。そのため、今回、どの様に靴を当該従業員は、悠生君に履かせたのかを確認をした。

(上記会話が示唆する問題点)

回答書(令和5年3月16日付)において以下のような記載があるが、この内容は、悠生君の靴の状況を知っている者からするとあり得ないと考えられる内容である。

降車時は、清水君に靴を履かせるようにしており、本件事故当日も尾崎は清水君に靴を履かせた上で降車させました。

しかし、清水君が走り出した直後、左右の靴が脱げてしまいました。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

悠生君の性格の特性上、悠生君の使う靴はかなり慎重に選んでいた。悠生君は、公園などで、体を激しく体を動かし、かなり早い速度で走り回る。安全のためには、親は悠生君の走る速度に合わせてついて行く必要があるが、その時に悠生君の靴が脱げてしまったら対応が困難になる。

従って悠生君の靴選びは安全に直結する事柄であり、走っている時などに脱げない靴を

徹底的に選定していた。その靴の選定要件の一つが(紐靴ではなく)マジックテープを使った靴である。中学生で身長も 170cm ある子の靴でマジックテープの靴は紐靴にくらべかなり種類が少ないが、安全の為、悠生君の親はマジックテープの靴にこだわった。

その為今まで一度も、公園などでかなり激しく動いても靴が脱げることは一切なかった。そのような状況にも関わらず、回答書(令和 5 年 3 月 16 日付)には走り出した直後、左右の靴が脱げたことになっている。又、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、警察の調べに対しても送迎車のかなり近くに両側の靴(紐靴)をおいて説明していた。

従って、実際にこのような直ぐに靴が脱げることは、通常の靴の履かせ方をしていればありえない。そのような背景があるため、悠生君の父親(清水悠路)は、この保護者会において事故を起こした当該従業員に靴をどのように履かせたのかを尋ねている。

その問いに対しての当該従業員の返答はこちらの想像を超えるものであった。

① 履かせたはずの靴を紐靴と思っていたこと。

送迎車の車内でわざわざ靴を脱ぐ子は殆どいないと思われる。まして事故当時に履いていた靴は決して始めて履いた靴ではなく、同年の夏頃から履いていた靴である。

それにも関わらず悠生君が履いていた靴を紐靴と思っていたという事は、少なくとも、事故当日は靴を履かせていないと考えるのが妥当である。

さらには、それのみでなく当該従業員は、普段から靴を履かさずに裸足で誘導していた可能性も残る。裸足での誘導の強要は虐待と認識される事案になる。

即ち普段から、少なくとも当該従業員が誘導していた時には、常日頃から虐待が行われていた可能性を考慮する必要が出てきた。

② しっかりと履かせたということ。

当該従業員は悠生君の靴が、マジックテープの靴であった事は知らなかったが、しっかりと踵まで履かせたと説明。さらにはマジックテープであったのならば、マジックテープもしっかりととめたとの事。従って、これが事実であれば前述のように、靴がいとも簡単にそれも両側とも脱げることはありえない。

すなわち上記①の理由であっても②の理由であっても、事故当時、当該従業員が靴を履かせたと考えるのは無理がある。

また児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は、事故当日、悠生君の両親に以下のように説明している。

「状況は解らないが、当該従業員から電話があった。慌てていた様子でまともな会話ができていなかったが、その状況から何か問題が起こったと考えた。その為、下(駐車場)に降りた(事故当時、宇津雅美は施設の 2 階にいた)。状況はよくわからないが、送迎車のドアが開い

ており悠生君と当該従業員がいなかった。靴・靴下は車内に残っており、もう一人の児童も車にいた。」

すなわち靴は車内にあり、悠生君は靴を履かずに飛び出して行ったとの説明をしている。この説明は他にも多くの人々に、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)もしくは事故を起こした当該従業員が同様の説明をしていた事を確認しており、書面での記録を貰っている。

従って悠生君が行方不明であった時に、アルプスの森(施設長:宇津慎史)側で提供していた情報は、悠生君は靴を履かずに飛び出したとの内容であった。

この事については、事故報告書(令和5年1月16日付)には記載そのものがなく、遺族が指摘したところ、回答書(令和5年3月16日付)では、事故を起こした当該従業員が靴を履かせたが、降車後すぐに両側とも靴が脱げたとの記載に変わっている。

この点からも、事故当時、当該従業員が悠生君に靴を履かせたと考えるのは不自然である。

あくまでもここからは遺族側の考えであり事実かどうかは不明であるが、私達遺族は以下のように考えている。

事故を起こした時にアルプスの森(施設長:宇津慎史)側が最も重要と認識したのは、個別支援計画書(令和4年11月1日)に記載されている以下の文を当該従業員が守っていたと主張することである。

送迎時自宅、デイ、学校での事故ケガがない様に腕をしっかりと持つ。

(個別支援計画書(令和4年11月1日より一部抜粋))

そのため以下の文章を事故報告書に記載した。

●●は両手で、清水君の前方からその右腕をしっかりと持っていました。

(事故報告書(令和5年1月16日付)より一部抜粋)

しかしながらその事故報告書を作成している時には悠生君が裸足であった事実を考慮していなかった。その為、悠生君が裸足であった事は悠生君のこの事故においては重要事項であったにも関わらず、事故報告書(令和5年1月16日付)には記載されていなかった。

その状況において悠生君の遺族から、裸足であった事についての説明を求められた。既に、事故報告書(令和5年1月16日付)、当該従業員は悠生君を降車させ誘導している時の説明をしてしまったため、靴は履かせた事にしないと虐待事案になってしまう。そこで、靴は履かせたけれども、直ぐに脱げたというストーリーを創り上げたと考えられる。

悠生君が履いていたのが普通の紐靴であれば、その可能性も考えられなくはない。ほどけ

そんな紐靴で横幅が広くかなり緩くなっている状態で靴を履かせたのであれば、両側直ぐに脱げる可能性もある。しかしその状況は悠生君にはあてはまらない。悠生君の使用する靴は、悠生君の特性に合わせて慎重の選定されており紐靴を使わないのは、その選定条件で紐靴は不適切であると判断したからである。

従って、靴に関して悠生君の特徴に合わせて徹底的な対応を悠生の親が行って来たことをアルプスの森(施設長:宇津慎史)が知らないことに起因する捏造が、ここにもあると私達悠生君の家族は考えている。